



あいさつをする倉田委員長



6月2日、勤労福祉会館にて、連合新潟女性委員会が「第29回女性集会」を開催し、構成組織・地域協議会より57人が参加しました。

開催にあたり、連合新潟女性委員会・倉田委員長より「今年は『女性と男性がともに輝ける社会をめざして』をテーマに活動している。女性が活躍するには男性も含め、誰もが働きやすい職場でなくてはならない。働きやすいとは、多様な働き方、生き方が実現できる職場。まずは男性が各種制度利用、定時退社、有給休暇取得などができる職場づくりが急務。本日の集会がみなさん自身の働き方、生き方を振り返る機会になったほしい」とあいさつがあげられました。

講演では、(株)NTTネットワーク 関東信越支店 新潟オフィス所長の田海直子さんより「私たちの働き方を①職場の課題に見つめ直そう」と題し、子育てに専念した後にパート

自身の実験を伝える田海直子さん

きか？の3項目について話し合いました。意見交換では、①管理職に魅力を感じにくい、男性は有休など各種制度が取得しづらい風潮がある②仕事にやりがいや達成感がある、短期間でも男性の育休などが取得しやすくなる③意欲的な職場をつくる、目標をもって働く、悩みや意見があったら労働組合へ声を出す、などの意見が挙がりました。

連合は、男女ともに活躍できる職場をめざし、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて取り組んでいます。

女性と男性がともに輝ける社会をめざして

第29回女性集会開催



第328号 2018.6.15
日本労働組合総連合会
新潟県連合会
〒950-8558 新潟市中央区新光町6-2
TEL 025(281)7555
FAX 025(281)7556
発行人 牧野茂夫
題字 宮崎風穂
定価 1部5円

購読料は会費に含む

- ### 6月の主な活動
- 2日 第29回女性集会
 - 4日 第4回女性委員会
 - 7日 医療部門連絡会
 - 8日 第3回労働条件委員会
 - 9日 土曜相談会
 - 11日 第8回四役会議
 - 連合総対話活動
 - 14日 第4回政策委員会
 - 15日 新潟労働局要請行動(男女平等)
 - 2018男女平等研修会
 - 15～16日 女性労働相談ホットライン
 - 22日 第8回執行委員会
 - 23日 第23回ユースラー
 - 24日 にいがた女と男フェスティバル
 - 29日 第62回地方委員会



すべての労働者の労働条件改善を目指して

6月8日、万代シルバホテルで労働条件改善委員会を開催しました。第3回となる今委員会では、2018年度の最低賃金審議に向けてのスケジュールや審議にむけて重点となるポイントを確認したほか、この後に実施する労働条件実態調査と地域ミニマム運動・賃金実態調査の内容についても確認しました。またこの会議は、「2018春季生活闘争 第2回中小共闘会議」を兼ねており、春季生活闘争の各構成組織の取り組みについての情報交換を行い、2018春季生活闘争の連合新潟としてのまとめを議論しました。

会議終了後には、「最近の労働法改正について」と題した学習会を開催し、ライフオフィスサポートきずなの大縫社会保険労務士から労働契約法(無期転換ルール)や改正派遣法について解説していただいたほか、



適正水準への引上げにこだわる

2018北陸ブロック最賃担当者会議

5月31日、福井県で連合北陸ブロック最低賃金担当者会議を開催し、各地方連合会の2017年度最低賃金審議経過と課題について、情報交換を行いました。

また、連合総合労働局・富田局長を招いての学習会

6月1日に出たばかりの「長澤運輸事件」と「ハマキョウレックス事件」の最高裁判決にもふれ、定年再雇用者の賃金設定についてのアドバイスをしていただきました。これらの情報は、ただ聴いただけで終わらせることなく、必要があることの理解を求めなければいけないことを再確認しました。

新潟県の地域別最低賃金は現在778円と北陸4県の中でも低い方で、隣の富



〈案内〉第28回勤労者駅伝大会

参加チーム募集開始！多くの参加チームを求む！

とき 2018年9月17日(月・祝)

ところ 新潟市陸上競技場・やすらぎ堤緑地

種目 24.4km 6人リレー

スタート・たすき渡し・ゴールの場所はすべて陸上競技場です。陸上競技場無料駐車場を使用する場合、電子メールでの申込みが必要です。

「ワークルール」を学ぼう！

労働者の賃金請求権

賃金は、労働の対価として支払われる。でも、働く日々には、予期せぬアクシデントがつきもの。「働けなかった」場合でも、賃金を請求できるのは、どんなケースなのか。ワークルールを確認しておこう。

問 次のうち、正しいものをすべて選んでください。

- ① 大雪で電車が止まり、会社に行けなくても賃金はもらえる。
- ② 解雇が無効になった場合、働いていなくても、復職までの期間の賃金はもらえる。
- ③ 二日酔いで通常の仕事ができない場合でも、会社に行きさえすれば賃金はもらえる。
- ④ コンビニの仕事で午後10時までに労働時間であったが、客があまり来そうもないとして8時に解雇された場合でも、2時間分の賃金はもらえる。

解説

使用者の都合で働けなかった場合は請求できる

「ノーワーク、ノーペイ」。仕事をしない場合には賃金も支給しないというこの原則はきわめて常識的だ。

労働を提供した場合には、契約解雇上賃金請求権が認められることは当然です。では、労働を提供しなかった場合はどうでしょうか。この場合も労働契約の解釈となりますが、特段の合意がなければ民法上の危険負担の原則(536条)から次のように考えられています。

第一は、労働者のせいで労働が提供できなかった場合です。民法536条はこの場合を明文では規定していませんが、当然のように賃金はもらえないと解釈されています。病欠や二日酔いで仕事に行けなかった場合です。たとえオフィスまで来ても、通常の労働が提供できない状態なので会社は仕事をさせないことができ、賃金も払う必要がありません。したがって、③は間違いです。しかし、仕事を命じられたら賃金請求権は発生します。

第二は、使用者のせいで労働の提供ができなかった場合です。民法536条2項は、労働者の賃金請求権を認めています。正当な理由なしに、工場から閉め出したり、解雇が無効になった場合といえます。また、顧客が来ないという理由で閉店時間を早めた場合もそういえるでしょう。したがって、②④は正しい内容です。

第三は、労使どちらのせいでもない場合です。大雪による交通遮断のため出社できない場合には、そのリスクは労働者が負う(536条1項)、つまり、賃金請求権は発生しないとされます。したがって、①は間違いです。もっとも、実際には賃金を支給している例は珍しくなく、労使の合意によればそのような取扱いが許されます。ただ、そのような特段の合意や慣行がなければ、民法の建前では賃金請求権は発生しないことになります。

【正解】②④

連合新潟 労働条件改善委員会 代表理事

ワークルール検定とは

ワークルールに関する基礎的な知識を問う検定試験。労働者も活用。

(一社)日本ワークルール検定協会

http://workrule-kentei.jp/

